

西区初期消火器具等整備補助事業

補助金交付の手引き

令和4年4月

西区役所総務課

1. 事業概要

西区における木造住宅密集地域等の減災対策を推進するため、地域に設置されている初期消火箱が有効に使用できるよう補助事業を実施し、消防用ホース等の更新や初期消火に有効な消火器具（スタンドパイプ等）の設置拡大を図ります。

2. 補助対象団体

初期消火箱を設置している自治会・町内会

3. 補助対象となる資機材（初期消火器具等）

消防用ホース、筒先、可変ノズル、媒介金具、消火栓蓋開閉キー、スタンドパイプ、台車、収納袋及び消火箱（以下、「初期消火器具等」といいます）

※補助対象となる初期消火器具等の仕様については、5ページをご覧ください。

～ご注意ください～

※初期消火箱一式、スタンドパイプ式初期消火器具一式を購入される場合は、消防局が実施している初期消火器具等整備費補助制度を御活用いただくので、西消防署（313-0119）までお問い合わせください。

4. 補助金額

初期消火器具等の整備に要する経費（税込金額）の2/3に相当する額

～補足～

※補助交付金額の上限は、初期消火箱1箱につき8万円です。

※初期消火箱1箱単位で補助を行いますので、複数の初期消火箱を所有している自治会・町内会は、複数分をご申請いただくことが可能です。

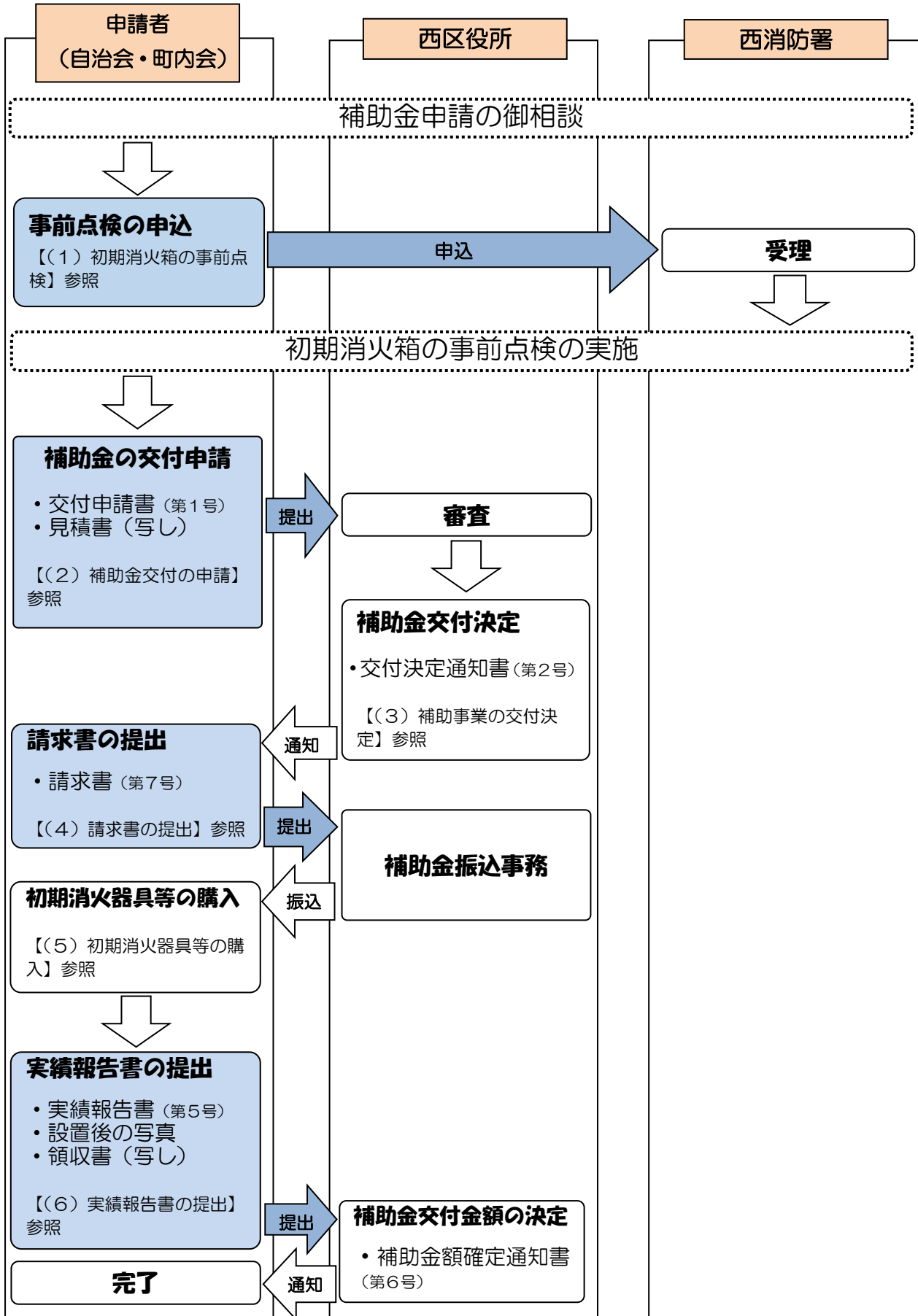
※100円未満の端数があるときは、切り捨てとして算出します。

5. 申請期間

申請期間は、令和4年4月1日（金）から令和4年12月23日（金）までです。
交付申請書は、西区総務課庶務係で配付しています。

申請を希望される自治会・町内会は、西区総務課庶務係（4階51番窓口）に御相談ください。

6. 事務手続きの流れ



(1) 初期消火箱の事前点検（西消防署と実施）

補助金の交付条件として、西消防署と実施する初期消火箱の点検が必要となります。
初期消火箱の事前点検のお申込みは、西消防署や西区内の各消防出張所にお問い合わせください。

～【参考】初期消火箱の事前点検 問い合わせ先～



○西消防署 電話：313-0119

【受持区域】

伊勢町、御所山町、桜木町 4 丁目から 7 丁目まで、高島一丁目、高島二丁目、中央一丁目、中央二丁目、戸部町、戸部本町、西平沼町、西前町、花咲町 4 丁目から 7 丁目まで、浜松町、平沼一丁目、平沼二丁目、みなとみらい一丁目、みなとみらい二丁目、みなとみらい三丁目、みなとみらい四丁目、みなとみらい五丁目、みなとみらい六丁目、宮崎町、紅葉ヶ丘

○浅間町消防出張所 電話：325-0119

【受持区域】

南幸一丁目、南幸二丁目、北幸一丁目、北幸二丁目、楠町、南軽井沢、宮ヶ谷、北軽井沢、浅間町、岡野一丁目、岡野二丁目、浅間台、南浅間町

○境之谷消防出張所 電話：243-0119

【受持区域】

藤棚町、西戸部町、赤門町 2 丁目、老松町、霞ヶ丘、元久保町、境之谷、東ヶ丘、久保町、東久保町

(2) 補助金交付の申請（西区役所へ）

下記の書類をご用意いただき、西区総務課庶務係までご提出ください。

提出書類

補助金交付申請書（第 1 号様式）、見積書（写し）

(3) 補助事業の交付決定

各自治会・町内会から申請いただいた後、初期消火器具等の購入内容等を審査し、補助金交付の決定を行います。なお、決定のお知らせについては、申請書にご記入いただいた各自治会・町内会の代表者あてに書面で通知します。

(4) 請求書の提出

補助金交付決定通知書がお手元に届きましたら、請求書を区役所にご提出ください。指定された振込口座へ補助金を振り込みます。

※申請者と口座名義人が同一の場合は、代表者印の押印を省略することができます。

異なる場合は、「補助金交付請求書（第 7 号様式）」の所定欄に、委任者代表者氏名（申請者名と同じ）をご記入のうえ、印鑑を御捺印ください。

提出書類

補助金請求書（第 7 号様式）

(5) 初期消火器具等の購入

補助金の口座への振り込みを確認しましたら、申請いただきました初期消火器具等を原則 30 日以内に整備してください。

(6) 実績報告書の提出

購入後、必要書類・資料をご準備いただき、実績報告書等を区役所にご提出ください。

提出書類

実績報告書（第5号様式）、設置後の写真、領収書（写し）

提出いただいた実績報告書等を元に、補助金の交付額を確定します。これは、今回の事業で、西区役所から自治会町内会へ支払う補助金額が確定した旨を通知するものです。補助金確定通知書をお送りしますので、大切に保管してください。

7. その他

(1) 申請の取下げ

交付決定後、初期消火器具等の購入を取りやめる場合は、速やかに西区役所総務課庶務係までご連絡ください。

(2) 収支決算書への記入

補助金が交付されましたら自治会・町内会で作成される収支決算書の収入の部に「西区初期消火器具等整備補助金」、支出の部「西区初期消火器具等整備費」として金額を記入してください。

(3) 関係書類の保管について

横浜市に提出した書類の控えや確認資料等の関係書類（原本）は、補助金の交付が決定された年度から10年間(令和15年3月31日まで)保管してください。

(4) 購入した初期消火器具等の維持管理

各自治会・町内会で購入した初期消火器具等は、定期的に点検及び訓練を実施し、適正な維持管理に努めてください。

(5) 補助金の返還

補助金が交付された後に、補助申請内容に虚偽及び明らかな不正行為があった場合などは、西区役所より補助金の返還を求めることがあります。

(6) 訓練の実施について

初期消火箱につきましては定期的な訓練の実施をお願いいたします。また訓練を実施しようとするときは、消防署や消防団の立ち合いのもとで実施してください。

【お問い合わせ先】

西区役所総務課庶務係（4階51番窓口）

住 所：〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10

電話番号：045(320)8310

F A X：045(322)9847

Eメール：ni-bousai@city.yokohama.jp

【参考資料】初期消火器具等一覧

品名	規格・材質等	参考価格 (税抜)	備考	写真 (参考)
消火用ホース	「40mm×20m」、「40mm×15m」、「50mm×20m」のいずれかとし、使用圧力 0.9MPa以上の消防用ゴム引きホース	25,000 円	消防用ホースの技術上の規格を定める省令に適合するもの	
筒先	40A差込式、又は50A差込式	6,000 円	50Aの場合は、取っ手付とする	
可変ノズル	直状、噴霧（約120° 噴霧までの展開角度）、シャットが可能なもの	5,600 円	筒先に取付可能なものとする	
媒介金具	差込異径媒介 ・受け口 65mm、差し口 40mm又は 50mm ・受け口 50mm、差し口 40mm	7,000 円		
消火栓蓋開閉キー	材質がクロムモリブデン鋼又は同等の強度を有する鉄鋼	18,000 円	消火栓にスタッドパイプを接続した状態で、消火栓開閉操作に支障のない長さのもの	
スタッドパイプ	単口引き上げ式（レバー付きも可）、口径 65mm	35,000 円	消火栓接続時、消火栓蓋開閉鍵操作に支障のない高さのもの	
台車	台車は軽金属製とし、ゴム車輪左右付で、資機材を積載できるもの ゴム車輪の大きさは、道路縁石の段差（10cm 程度）が容易に乗り越えられる形状のものとし、各資器材は運搬時や保管時に外れないよう固定できるものとする。	50,000 円		
収納袋	・消防用ホース3本又は4本、筒先、可変ノズル、媒介金具、消火栓蓋開閉キー、台車等が収納できる大きさ ・本体の塗装は赤色、正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をしたもの	22,000 円		
消火箱	・片開き、鍵がかけられるもの ・消防用ホース3本又は4本、筒先、可変ノズル、媒介金具、消火栓蓋開閉キー、台車等が収納できる大きさ ・本体の塗装は赤色、正面に白文字で初期消火箱とわかる表示をしたもの	32,000 円 ～ 55,000 円	設置の際に工事費が必要となる場合あり（工事費も補助対象）	

※仕様及びメーカーによって、各器具の価格は変わります（参考価格）。